

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月17日

分任支出負担行為担当官  
上川中部森林管理署長 小原 正人

## 記

### 1. 請負に付する事項

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 業 務 名   | 上川中部森林管理署庁舎什器転倒防止具設置業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 旭川市神楽3条4丁目3番25号        |
| (3) 業 務 内 容 | 什器転倒防止具設置業務            |
| (4) 履 行 期 間 | 契約日の翌日～平成22年2月26日      |

### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」う。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加地域で「北海道」を選択し、「役務の提供等」の「その他」「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 有資格者名簿の登録にかかる「資格審査結果通知書（全省庁統一資格格）の写しを入札開始前に提出すること。

### 3. 入札方法

入札書には、上記1（1）の名及び氏名を明記し入札すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4．入札説明書の閲覧をする場所及び期間等

- (1) 場 所 上川中部森林管理署 二階総務課側 担当：中田・北野  
旭川市神楽3条4丁目3番25号 電話：0166-61-0206
- (2) 期 間 平成年月日 平成21年12月17日（木）～平成22年1月15日（金）  
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）  
第1条第1項各に掲げる行政機関の休日を除く。）  
午前9時～午後5時（ただし、正午から午後1時までの時間を除く）  
なお、閲覧者は、閲覧場所に備え付けの閲覧者名簿に必要事項を記入  
すること。

5．入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所 上川中部森林管理署 会議室
- (2) 日 時 平成年月日 平成22年1月18（月）午前10時05分 入札  
（郵便入札及び電子入札は受け付けない）
- (3) 開 札 入札締切後直ちに開札

6．入札の無効

入札説明書及び入札者注意書による。

7．入札保証金及び契約保証金

免除する

8．落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲  
内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

9．契約書作成の要否

契約締結に当たっては、会計法29条の8の規定に基づき契約書を作成す  
るものとする。

10．その他

本公告に記載のない事項は仕様書、入札説明書及び入札者注意書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保規(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実ホームページで公表するなどの綱紀保持策を実施しています。詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/applpublicsale/keiyaku/contract.html>) をご覧下さい。